

令和3年度新宿区外部評価委員会 第5回会議概要

<開催日>

令和4年3月9日（水）

<場所>

本庁舎6階 第3委員会室

<出席者>

外部評価委員（13名）

星卓志、山口道昭、山本卓、板本由恵、大西秀明、的場美規子、松井千輝、前田香織、
鱒沢信子、桐山早苗、藤川裕子、松永健、安井潤一郎

区職員（3名）

廣井副参事（特命担当）、原田主任、諏方主任

<開会>

【会長】

皆さん、こんにちは。ただ今から令和3年度第5回新宿区外部評価委員会を開催します。

今回で、令和3年度の委員会は終了となります。

本日は、内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について、事務局より説明があります。

その後、令和4年度の外部評価の対象について、確認したいと思います。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

本日の配付資料のご説明をさせていただきます。

1点目が資料1、令和4年度評価対象一覧（施策評価）です。

2点目が冊子で「令和3年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」です。

3点目が冊子で令和4年度予算（案）の概要で1cm厚ぐらいの資料となります。

4点目が冊子で新宿区第二次実行計画ローリング（令和3年度）になります。

なお、本日ですが、2名の委員がご欠席となっております。

ご説明は以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。

では、次第の1「内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」です。

今年度、内部評価、外部評価が行われましたが、これらの行政評価を踏まえ、区がどのような

な判断を行ったか、確認を行います。

まず、事務局から、報告と説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「令和3年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」の概要を説明します。

では、お手元の冊子「令和3年度内部評価及び外部評価実施結果を踏まえた区の取組について」をご覧ください。本冊子は今月下旬に一般公開を予定しておりますが、約500ページとなるため、本日は前半の施策評価に係る部分を抜粋版としてお配りさせていただいております。

本冊子の中身といたしましては、例年内部評価の冊子と区の総合判断の冊子をそれぞれ発行しておりましたが、今回1冊にまとめ、計画事業については、令和2年度の内部評価に加え、令和3年度の事業の進捗状況、皆様に取り組んでいただいた外部評価結果を踏まえ、令和4年度の取組方針を示しています。

また、ご意見をいただいた経常事業についても、区への対応、取組方針を示しています。

区の総合判断（施策評価）については、皆様に評価をしていただきました新宿区総合計画の個別施策Ⅰ-3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」、個別施策Ⅲ-8「地球温暖化対策の推進」、個別施策Ⅲ-12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」の3つの個別施策とその個別施策を構成する8の計画事業（枝事業を含む事業数11事業）と56の経常事業について、掲載しています。

施策評価対象以外の計画事業における区の総合判断については、本日添付を省略させていただいておりますが、施策評価の対象となっている計画事業も含めて、新宿区第一次実行計画の115の計画事業（枝事業を含む事業数172事業）で内部評価を実施しています。これらの内部評価を踏まえて、令和4年度の取組方針（区の総合判断）を記載しています。

本日は、区の総合判断（施策評価）について、今後、区がどのような方向性で施策や事業に取り組んでいくのかについて、ポイントを説明させていただきます。

はじめに、10ページをご覧ください。

本冊子の構成ですが、はじめに施策評価の内部評価シートがありまして、内部評価結果と今後の取組の方向性を示しています。

次に、11ページをご覧ください。

評価結果とその下に、各項目ごとに、左側に外部評価委員の皆様からいただいたご意見を、その右側に内部評価と外部評価を踏まえた区の対応を記載しています。最後に今後の施策の方向性（区の総合判断）として、今後の区の取組方針を記載しています。

次に、12ページをご覧ください。

こちらは計画事業の内部評価シートとなりますが、左側のページが前年度の評価、右側のページが当年度の進捗として12月末時点の進捗状況や、進捗を踏まえた課題ニーズ等を示しています。

次に、14ページをご覧ください。

こちらも施策評価と同様に外部評価結果と、外部評価意見、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応、令和4年度の取組方針（区の総合判断）やその他の工夫や改善を掲載しています。

次に、15ページですが、こちらが経常事業取組状況シートになりまして、上段が取組状況の昨年度の実績、皆様から外部評価意見があったものについては左側に、右側に内部評価と外部評価を踏まえた区の対応、令和4年度の取組方針（区の総合判断）を掲載しております。

以上が、各評価シートの見方についてのご説明になります。

続きまして、ここからは実際の評価シートのご説明をさせていただきます。

部会ごとに説明が終わりましたら、質疑とさせていただきます。

それでは、55ページをご覧ください。

個別施策Ⅲ—8「地球温暖化対策の推進」についてで、第1部会に評価いただいたものです。本個別施策については、内部評価、外部評価とも「おおむね順調に進んでいる」と評価しています。

続きまして、56ページをご覧ください。

総合評価、取組の方向性についてです。

外部評価意見の総合評価の下から3行目、「新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止とするだけでなく、実施手法を工夫し、次の展開を考えてほしい。」という意見をいただきましたが、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインを活用した講座や説明会を開催するなどの工夫を行っており、今後も、「新たな日常」に対応した手法を検討し、事業実施に努めていきます。」としています。

続きまして、今後の取組の方向性に対する意見についてです。

外部評価意見として、下から4行目「施策体系を分かりやすく再構築するとともに、区民や事業者に対して周知を強化し、その上で、区としてゼロカーボンシティの実現に向けた必要な事業の実施や既存事業の手法の見直しを行ってほしい。」、また、その他意見・感想として、「区民に対して、どう取り組むべきなのか、メッセージを発信してはどうか」という意見をいただきましたが、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応としては、「「新宿区第三次環境基本計画」（改定版）令和4年度の作成に向けて、必要な事業の実施や既存事業の手法の見直し等を含め、CO₂削減の具体的な取組を検討していきます。また、ゼロカーボンシティ実現に向けて区民が取り組むべき事項を具体的に示すなど、多様な主体が力を合わせて環境活動を行っていけるよう周知啓発を図っていきます。」としています。

今後の施策の方向性としては、「令和4年度の「新宿区第三次環境基本計画」（改定版）の作成に向けて、CO₂削減の具体的な取組の検討を進めていくこと、再生可能エネルギー電力等への切替や次代を担う子どもたちへの環境教育の推進に取り組んでいく。」としています。

この個別施策を構成する計画事業、経常事業についての区の対応は、57ページ以降に記載しています。

続きまして、この個別施策を構成する計画事業についてです。

いくつかピックアップさせていただきます。

57ページをご覧ください。

計画事業82①「地球温暖化対策の推進（区民省エネルギー意識の啓発）」についてです。

59ページをご覧ください。

外部評価意見として、評価欄の上から4行目「新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成においては、需要の多い対象機器の補助件数を増やすなど、柔軟に対応した」という意見に対しては、区の対応として、「新エネルギー・省エネルギー機器の設置助成については、区民ニーズが高まっていることから、令和4年度はさらに補助件数を拡充し、区民が身近な省エネルギー行動に取り組めるよう支援する。」としています。

また、今後の取組の方向性に対する意見では、「今後も、区民の意識啓発につながるような効果のある方法を模索し、取組を進めてほしい。」とご意見をいただきましたが、「今回のご指摘を踏まえ、子どもを含めた区民への効果的な啓発方法を検討し、取組を進める。」としています。

続きまして、60ページをご覧ください。

計画事業82②「地球温暖化対策の推進（事業者省エネルギー行動の促進）」についてです。

61ページをご覧ください。

評価についてです。

外部評価意見として、上から6行目、「中小事業者省エネルギー対策支援の実施件数は、目標を達成しているが区内に存在する中小事業者の数等と比較して10件はいささか少ないように感じる。また、環境マネジメントシステムの導入支援は実績0件であったが、事業者ニーズにマッチしていない点も懸念される。」

また、今後の取組の方向性に対する意見では、上から4行目「省エネ診断の受診が、LED照明設置補助の要件になっていることが事業者のニーズに合致しているかの検証や、環境マネジメントシステム導入支援の実績がない要因分析などにより、さまざまな工夫をさらに考える必要があるのではないか。」などの意見をいただきました。

このことに対する区の対応としては、「中小事業者省エネルギー対策支援（省エネ診断）については、クール・ネット東京（東京都環境公社）が同様の事業を行っており、実施件数の規模が大きいことから、区の独自事業としては廃止し、クール・ネット東京による診断の受診を勧奨すること。また、一層のLED化を促進するため、省エネ診断を受診していない事業者も補助対象とし、補助上限額及び件数を拡充します。環境マネジメントシステム導入支援については、導入に係る認定や審査に一定の期間が必要であることから、助成申請と実績報告を同一年度内としている要件を見直し、事業者の活用機会の拡大を図ります。」としています。

第1部会については以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今の第1部会ご説明で、何かご意見・ご質問はありますか。

それでは、私から感想を一言申し上げます。今のご説明を伺って、外部評価委員会からの意見に対して、区として真摯に対応して頂いていることがわかり、良かったと思います。

それでは、次に第2部会のご説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、22ページをご覧ください。

第2部会に評価をいただきました、個別施策Ⅰ-3「障害者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備」についてです。

24ページをご覧ください。

総合評価についてです。

外部評価意見として、「グループホームの整備や、障害を理由とする差別解消の推進に関わる事業においては、更に有効なものにしていくための創意工夫を今後も続けてほしい。障害者の一般企業への就労については、今後、さらに新宿区勤労者・仕事支援センター等との連携を密にし、就労支援に努められることを期待する。」などの、ご意見をいただきました。

これに対する、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応として、「障害者グループホームの設置促進については、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、円滑に整備が進むよう取り組んでいきます。障害を理由とする差別解消の推進については、障害理解を促進するためにも、地域で障害のある人とない人との交流機会を拡大・充実することにより理解を促進するとして、新宿駅西口広場イベントコーナーで、パネル展を開催したこと、また、年度内を予定している本庁舎での自主制作作品販売会の実施に向けて準備を進めており、今後も、地域での障害理解の促進に努める」としています。障害者就労支援の促進については新宿区勤労者・仕事支援センターや各事業所を含めて連携し、ICTを活用するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援にも対応できるよう、サービスの量的・質的確保に努める」としています。

続きまして、今後の取組の方向性に対する意見についてです。

外部評価意見として成果指標についてご意見をいただきましたが、「指標1、指標2ともに、令和9（2027）年度の目標水準を「当初値より増加」と設定しているが、曖昧な指標設定ではなく、明確な数値を設定してはどうか。加えて、指標が区政モニターアンケートにおける「障害者の社会参加のしやすさ」「障害者差別解消法認知度」の結果に基づいて設定されているが、それらが当事者の認識をどこまで反映できているものであるのか、やや疑問である。障害者生活実態調査の結果を指標に加えるなどの検討を望む。」という意見をいただいています。

内部評価と外部評価を踏まえた区の対応としては、「指標1及び指標2の数値については、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が契機となることを期待していましたが、コロナ禍により無観客開催となり、障害理解啓発に向けたPRも限定的なものとなってしまった」としており、「また、3年ごとに実施している「障害者生活実態調査」の関係する設問の結果を、成果指標を補完するデータとして利用できるよう検討していきます。」としています。

総合判断としては、「障害のある方が地域で安心した生活を送り続けるためには、区民、事

業者と区が連携、協力しあいながら、環境の整備に向けた取組を計画的に推進していく必要があるとしています。」

この個別施策を構成する計画事業、経常事業についての区の対応は、26ページ以降に記載しています。いくつかピックアップさせていただきます。

29ページをご覧ください。

計画事業14「障害を理由とする差別の解消の推進」についてです。

31ページをご覧ください。

評価欄で、上から6行目、「区職員向けの研修が一部中止されたが、従来の開催方式に拘らず、オンライン、書面、メディアなどを活用して開催する方法もあったのではないか」に対する区の対応としては、「区職員向けの研修では、リモートによる講義を取り入れ、少人数による研修を実施した」としています。

また、今後の取組の方向性に対する意見では、「心のバリアフリーをどのように促進していくのか、より具体的に検討すべきではないか。」に対する区の対応としては、下から4行目、「区民・事業者と一体となって、障害者が尊厳をもって地域で暮らし続けられるよう、心のバリアフリーと障害の理解啓発の促進に向けて取り組んでいく」としています。

続きまして、33ページ、計画事業15「区立障害者福祉施設の機能の充実」です。

34ページをご覧ください。

その他、意見・感想ですが、

「指標については、この分野での区の姿勢を明確にする意味でも、現在の「事業所数」を「定員」とすることについて検討しても良いのではないか。」と意見をいただきましたが、区の対応としては、「次期の第三次実行計画（令和6～9年度）においては、新施設の開設により定員拡充を図る予定であることから、「定員数」を指標にすることを検討していきます。」としています。

第2部会については、以上です。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今の第2部会ご説明で、何かご意見・ご質問はございますか。

【第2部会長】

全体として、外部評価で指摘したことに、意見として提起した細かな点も含めて、しっかりと向き合っているとの印象を持ちました。

【会長】

それでは、次に第3部会のご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、74ページをご覧ください。

個別施策Ⅲ-12「まちの歴史や記憶、文化、芸術など多様な魅力による賑わいの創造」についてです。こちらは第3部会に評価いただきました。

続きまして、75ページをご覧ください。

総合評価についてです。

外部評価意見として、2段落目「予定された事業とは異なるが、代替手段としてのオンラインでのイベント開催、劇場やライブハウスでオンライン配信を楽しむ専用の配信サイトの開設などに取り組んだことは、施策の目的に合致している」というご意見をいただきましたが、このことに対する区の対応として、「イベント等の事業について、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、オンライン配信等の適切な実施方法を検討し、開催に向けて取り組みます。」としています。

続きまして、今後の取組の方向性に対する意見についてです。

外部評価意見として、「今後は、一人でも多くの方が参加できるような、魅力ある企画やPR活動により、区民一人ひとりが新宿の文化や歴史の魅力により一層関心を高め、また愛着と誇りを育み、多くの方が繰り返し訪れたいくなるまちづくりを推進してほしい。」などのご意見をいただきましたが、内部評価と外部評価を踏まえた区の対応として、「新宿区は、由緒ある名所・旧跡、著名な文化人などの文化歴史資源や、音楽ホール、美術館、劇場等の文化芸術関連施設に恵まれています。新宿の多彩な文化的な魅力を、発掘、創造し、広く発信していくための施策を引き続き推進していきます。」としています。

また、その他意見・感想では「区民や国内外から新宿を訪れる人に対してアピールをしていくことが必要ではないか」というご意見に対して、「区民との連携を図るなど、手法の更なる多様化を進め、情報発信の強化に取り組んでいく」としています。

今後の施策の方向性（区の総合判断）としては、「新宿のまちの魅力を広く国内外に発信し、多くの人々の来訪意欲を高め、賑わいを創出していきます。」としています。

この個別施策を構成する計画事業、経常事業についての区の対応は、76ページ以降に記載しています。

76ページをご覧ください。

計画事業89「文化国際交流拠点機能等の整備」についてです。

77ページをご覧ください。

今後の取組の方向性に対する意見、その他意見、感想ですが、「利用者の声を取り入れたより良いイベントの開催、日本あるいは新宿の良さを伝えられるような施設となるよう取り組んでほしい、幅広いジャンルで利用できる施設であることの周知を進めてほしい」といったご意見をいただきましたが、これに対する区の対応といたしましては、「利用者の声を取り入れ、工夫を凝らし、より区民が気軽にスポーツ等を楽しめる魅力ある施設となるよう、指定管理者と連携して、運営していく」ですとか、「施設の認知度を上げるために、指定管理者と連携しながら周知を行っていく」としています。

82ページをご覧ください。計画事業91「漱石山房記念館を中心とした情報発信」です。

83ページをご覧ください。

外部評価で、今後の取組の方向性に対する意見ですが、2段落目、「区には図書館や公園など、様々な施設があり、創意工夫による連携や活用、子どもたちに分かりやすいイベント開催など、期待する」というご意見をいただきましたが、これに対する区の対応としては、「子供向けのイベントや地域図書館と連携したイベントの周知に協力し、近隣の小・中学校との連携についても検討する」としております。

また、その他意見では、情報発信についてや、来館者を増加させるための工夫についてご意見をいただきましたが、「アニメ・漫画等を活用したイベントなどの実施により、漱石山房記念館を中心とした区の記念館・博物館の魅力を発信していく」としてあります。

第3部会についての説明は以上となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。

ただ今の第3部会ご説明で、何かご意見・ご質問はありますか。

【第3部会長】

第3部会の評価対象は、箱物施設が多く、また、集客施設であるにもかかわらず、コロナ禍で本来の業務ができませんでした。そのため、オンライン化など代替手段が実施されたとはいえ、過去の「評価」というより、将来への「期待」となった事案が多く、評価としては難しいものでした。

また、施設の運営は、指定管理者に任されたものが多く、区の事業評価という観点からは間接的なものでした。さらに、今日の話をお聞かせると、外部評価の結果を受けて区が事業改善を図るというプロセスだけでなく、環境審議会等附属機関の意見を踏まえるものがあり、その点でも、外部評価の意見は間接的なものとどまります。

P D C A サイクルでは、これらの整理が必要なようにも思われますが、当面思いつきの感想にすぎず、現在、それ以上のアイデアは持っていません。

【会長】

その他、ご意見、ご質問はありますか。

はい、事務局。

【事務局】

個別施策と主な計画事業について説明しましたが、このほかの計画事業についても、内部評価、あるいは外部評価結果を踏まえて、事業の見直しを行い、拡充、内容変更、再構築などを進めるとともに、予算に反映しています。

皆様にお配りしています冊子「令和4年度予算（案）の概要」の27～28ページには行政評価の反映した主なものを掲載しております。

28ページには、第1部会で評価いただいた、地球温暖化対策の推進について、記載がありまして、省エネを目的としたLED化や環境に配慮した電力調達について掲載しています。

「新宿区第二次実行計画ローリング（令和3年度）」では、計画事業の事業内容等を変更したものを掲載しています。21ページをご覧くださいますと、外部評価結果を反映した事業とし

て、地球温暖化対策の推進について、掲載しています。

その他、皆様に評価いただいた事業については、現在の計画の範囲内で対応させていただくものや終了する事業がありますが、外部評価委員会の皆様からの貴重なご意見を踏まえて今後の計画を推進するとさせていただくものとなります。

事務局からのご説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、予算関係の説明がありましたが、何か、ご質問・ご意見はありますか。

では、次第2「令和4年度の外部評価の対象について」です。

前回の全体会で、評価対象の候補を出していただきました。皆様からの希望等に基づき、私と区で調整して、お手元の資料1「令和4年度評価対象（施策評価）」のとおり、選定しましたのでご確認ください。では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和4年度の評価対象の個別施策について、説明させていただきます。

第4回の全体会で、案を提示させていただきましたが、その後、会長、部会長と調整させていただき、皆様にも事前にご了解いただきました。

本日は、新宿区総合計画の概要版の抜粋も併せてお配りさせていただいています。

はじめに、第1部会の評価対象についてです。第1部会は、1つの個別施策が対象です。

個別施策Ⅱ-1「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」です。

概要版の8ページの下になります。

めざすまちの姿・状態は「「減災社会」をめざし、区民と区の協働により、災害に強い都市づくりを進め、安全で安心して住める街まち、逃げないですむまちをめざします。」というものです。主な対策としては、建築物等の耐震化や、木造住宅密集地域の防災性強化、再開発による市街地の整備があります。

次に、第2部会の評価対象についてです。第2部会も、1つの個別施策が対象です。

個別施策Ⅰ-4「安心できる子育て環境の整備」です。概要版の7ページになります。

めざすまちの姿・状態は「すべての子育て家庭に妊娠期からきめ細かな支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。」というものです。

施策の方向性としては、多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場をつくる子育て支援、保育所等の待機児童の解消、子どもの居場所づくりなどがあります。第2部会については、以上です。

最後に、第3部会の評価対象についてです。第3部会は、二つの個別施策が対象です。

一つ目が、個別施策Ⅰ-9「地域の生活を支える取組の推進」です。概要版の8ページになります。

めざすまちの姿・状態は「判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域

社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。」というものです。施策の方向性は、成年後見制度の利用促進、障害者、高齢者、若年非就業者、助成等に対する総合的な就労支援、誰もが住み続けられる住宅・住環境としています。

二つ目が、個別施策Ⅲ-15「多文化共生のまちづくりの推進」です。概要版の12ページになります。

めざすまちの姿・状態は「国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる多文化共生のまちをめざします。」というものです。施策の方向性は、多文化共生まちづくりの推進としています。

以上、4個別施策が令和4年度の外部評価の対象です。

【会長】

来年度は、これらの個別施策を対象として、外部評価を実施することとします。

来年度の評価対象施策で、何かご意見・ご質問はありますか。

【委員】

経常事業をどのように評価していくのか非常に気になっています。経常事業の取扱いやどの事業についてどのように考えているのか、事務局の認識を教えてくださいたいと思います。

【事務局】

はい、事務局です。経常事業については、所管である子ども家庭部とも話をしておりまして、やはり法定で決まっているような、例えば、児童手当・児童育成手当・児童扶養手当などは、国や都の制度となるため、外部評価委員会からご意見をいただいても見直しをすることが難しいため、外部評価委員会からの意見を反映しやすい、区の裁量部分があるような事業を中心にピックアップし、ご説明させていただければと考えております。

【会長】

第2部会の個別施策は経常事業が非常に多くなっているがどうしてでしょうか。区では経常事業はどのように決めているのでしょうか。

【事務局】

経常事業は、引き続き、継続的に行っていく事業になり、計画事業の年度ごとに、計画的に行うものとは性質が違うものとなります。

【会長】

経常事業はそれぞれの予算となっているのでしょうか。

【事務局】

予算事業名と経常事業名は必ずしも一致しているものではありません。一つの経常事業の中に複数の予算事業があることもございます。

【会長】

そこは柔軟に対応しているということですね。

経常事業の扱いについては、次年度ももう一度議論したいと思います。経常事業は基本的には見ないこととし、気になったものや意見のあるものについて詳しく見ていくという形で良い

かと思えます。

【事務局】

経常事業については、評価対象ではありませんが、施策評価をしていただく中で、経常事業の取組状況は意見があれば出していただき、評価の参考にしていただくためのものと位置づけさせていただいております。

【会長】

今日の発言は、忘れないように記録しておいていただきたいと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了となります。

次回の日程等について、事務局から事務連絡をお願いします。

【事務局】

事務局です。次回の全体会は令和4年度第1回となりまして、令和4年4月22日（金）午前9時30分から、場所は、本日と同じ会場の本庁舎6階第3委員会室になります。

議題は、令和4年度の外部評価委員会の評価方針をご確認いただいたり、スケジュールの確認、部会の日程調整などについてです。

開催通知は、後日送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、閉会とします。

今年度、一年間、たいへんお疲れさまでした。ありがとうございました。

引き続き、来年度もよろしくお願いいたします。

<閉会>